進め、明日のその先へ KUMAGAYA

事業者のみなさまへ

（オフィス・店舗・製造業・農業・介護施設等を営む方へ）

ごみの適正排出・減量にご協力ください

事業者の皆様が排出するごみは事業者自らの責任において適正に処分しなければなりません。適正排出の徹底とあわせて、ごみの発生抑制・資源化にも積極的に取り組んでいただき、ごみの減量にご協力お願いします。

ごみを適正に処分するために！

① 一般廃棄物か産業廃棄物かを確認し、それぞれ適正な業者に処理を依頼してください。
② カンやビン、その他の不燃物が燃えるごみに混ざらないように注意してください。
③ 再資源化が可能な紙類やペットボトルはリサイクルしましょう。
④ 食品残さ等、水分が多いものはなるべく水を切りましょう。

定期的に事業系一般廃棄物の搬入物検査を行っています。

５Rを推進してごみを減らしましょう！

５R	取組例
リフューズ（減らす）	・使い捨てスプーンやストロー等の提供を控える ・過剰な包装や袋の使用を見直す
リデュース（断る）	・梱包材や容器包装を簡素化する ・簡易包装の資材を優先的に調達する
リユース（再利用する）	・イベント等でリユース食器を導入する ・繰り返し使える容器や包装材を採用する ・耐久性の高い商品の製造・販売に努める
リペア（修理する）	・設備、備品は修理して長く利用する ・耐久性に優れた商品の製造・販売に努める
リサイクル（再資源化する）	・事業所内でごみを分別し、リサイクルする ・事業活動から生じる廃棄物を再資源化を推進する ・グリーン購入や環境ラベル商品を積極的に利用する

事業所から出たごみは集積所へは出せません。

事業活動で出るごみの分類を正しく理解しましょう！

事業活動から出るごみ

（オフィス・店舗・製造業・農業・介護施設等）

法律で定められた20種類の産業廃棄物に該当しますか？

該当する

産業廃棄物

産業廃棄物収集運搬の許可（県の許可）を持った業者に委託して処理してください。

※判断に迷う場合は、北部環境管理事務所に確認してください。

該当しない

紙（産廃に該当しない業種のもの）、カン、ビン、ペットボトルのいずれかに該当しますか？

該当する

資源物

分別して、リサイクルしてください。

該当しない

事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬の許可（市の許可）を持った業者に委託して処理してください。

産業廃棄物の種類

1燃え殻　2汚泥　3廃油　4廃酸　5廃アルカリ　6ゴムくず　7金属くず
8ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　9鉱さい　10廃プラスチック類
11がれき類　12紙くず　13木くず　14繊維くず　15動植物性残さ　16動物のふん尿　17動物の死体
18ばいじん　19動物系固形不要物　20処理物

※12～20は業種や排出形態により該当しないものがあります。

事業系ごみ排出前のチェックリスト	
□	ごみの種類を正しく把握し、産業廃棄物か事業系一般廃棄物かを判断していますか？
□	許可を受けた業者に収集を委託していますか？
□	ごみの減量や再資源化に取り組んでいますか？
□	生ごみは水切りをしていますか？
□	資源として回収できるものが混入していませんか？

ご不明な点は、熊谷市環境推進課へお問い合わせください。

電話：048-536-1556　FAX：048-536-2009

※産業廃棄物に関する問い合わせは、埼玉県北部環境管理事務所（048-523-2800）へお問い合わせください。